

# 兵庫県公報

令和6年9月20日 金曜日 第3号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

| 規 則   | ページ |
|---|-----|
| ○生活保護に関する手続等を定める規則及び個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（地域福祉課） | 2   |
| ○建築確認の手続、建築基準の特例等を定める規則の一部を改正する規則（建築指導課）                          | 4   |

## 公布された法令のあらまし

### ◎生活保護に関する手続等を定める規則及び個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第33号）

生活保護法の一部改正により、生活保護受給世帯の子どもの高等学校等卒業後の生活基盤の確立を支援する進学準備給付金の支給対象者に被保護者であって安定した職業に確実に就くと見込まれる者等が追加され、進学準備給付金の名称が進学・就職準備給付金に変更されたこと等に伴い、次に掲げる規則について所要の整備を行うこととした。

- 1 生活保護に関する手続等を定める規則
- 2 個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例施行規則

### ◎建築確認の手続、建築基準の特例等を定める規則の一部を改正する規則（規則第34号）

建築基準法施行令及び建築基準条例の一部改正により、特定の範囲で行う増築等において、既存の建築物に対する制限の緩和の範囲が拡充されたことに伴い、当該増築等をしようとする場合において提出する確認申請書に添付する図書を定める等所要の整備を行うこととした。

## 規 則

生活保護に関する手続等を定める規則及び個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年9月20日

兵庫県知事 齋藤元彦

## 兵庫県規則第33号

生活保護に関する手続等を定める規則及び個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(生活保護に関する手続等を定める規則の一部改正)

第1条 生活保護に関する手続等を定める規則(昭和39年兵庫県規則第86号)の一部を次のように改正する。

目次及び第4章の章名中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

第24条の見出しを「(進学・就職準備給付金支給申請書)」に改める。

第25条の見出しを「(進学・就職準備給付金支給決定通知書等)」に改め、同条中「進学準備給付金を」を「進学・就職準備給付金を」に、「進学準備給付金支給決定通知書」を「進学・就職準備給付金支給決定通知書」に、「進学準備給付金申請却下通知書」を「進学・就職準備給付金申請却下通知書」に改める。

様式第58号中「大学等の特定教育訓練施設に入学する」を「入学する者又は就職する」に、「進学準備給付金支給申請書」を「進学・就職準備給付金支給申請書」に、「進学準備給付金の」を「進学・就職準備給付金の」に、「の名称」を「又は就職先の名称」に、「入学に」を「入学又は就職に」に、

「4 希望する支給方法」

を

「4 就職する場合には、おおむね6月以上最低限度の生活を維持するために必要な収入を得ることができると見込まれる理由

( )

5 希望する支給方法」

に改める。

様式第59号中「進学準備給付金支給決定通知書」を「進学・就職準備給付金支給決定通知書」に、「進学準備給付金の」を「進学・就職準備給付金の」に改める。

様式第60号中「進学準備給付金支給申請却下通知書」を「進学・就職準備給付金支給申請却下通知書」に、「進学準備給付金に」を「進学・就職準備給付金に」に改める。

(個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例施行規則(平成27年兵庫県規則第51号)の一部を次のように改正する。

別表第1の4の款(7)の項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の生活保護に関する手続等を定める規則様式第58号の規定による申請書については、この規則の施行の際現に残存する同条の規定による改正前の生活保護に関する手続等を定める規則様式第58号の規定（以下「旧様式」という。）による用紙に限り、旧様式によることができる。



建築確認の手續、建築基準の特例等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年9月20日

兵庫県知事 齋藤元彦

**兵庫県規則第34号**

**建築確認の手續、建築基準の特例等を定める規則の一部を改正する規則**

建築確認の手續、建築基準の特例等を定める規則（昭和37年兵庫県規則第92号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第8号中「第27条の8第1項」の右に「から第3項まで」を加え、「同項各号」を「各項各号」に改める。

第21条中「第137条の4まで及び第137条の4の3から第137条の11」を「第137条の11の3」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。